第1節 健やかに生活できる環境整備

基本施策1 1 : 保健・医療・福祉の充実

障がいの原因は、病気や事故によるもの、あるいは先天的要因によるものなど多岐にわたりますが、高齢化の影響などもあり、生活習慣病に起因する様々な病気の後遺症や、障がいの重複、重度化が顕著となっております。障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見のための取り組みが必要です。また、近年では、身体の健康とともに心の健康における適切なケアも重要な課題となっています。

心身共に健康を維持するために保健、医療、福祉の充実を図り、関係機関との連携を促進し、 疾病の発症や進行を予防する取り組みを推進します。

具体的施策

1.障がいの早期予防・早期対応

(現状と課題)

障がいの原因は様々ですが、糖尿病・脳出血・心臓病等の生活習慣病によって引き起こされる後遺症や、障害の重複・重度化の傾向が顕著となっています。また近年では、過度のストレスや不眠を起因とした精神疾患などの増加が顕著となっています。

(方 針)

障がいの原因となる疾病等の適切な予防、早期発見のために、日頃から、検診の受診、健康相談の利用、健康手帳の活用を図るために、啓発に努めます。また、障がいの状況や健康に対する相談については、積極的に保健師等と連携を図りながら対応を推進します。

2.精神保健対策の推進

<u>(現状と課題)</u>

開成町では、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあります。また、精神障がい者が地域の中で生活をするために、国の指針として地域移行の推進が挙げられています。

一方で精神疾患に対する理解の不足により差別や偏見などが生じていることから、安心して 地域において生活していくためにもさまざまな機会を通じて精神疾患に対する理解や啓発活動 を行っていくことが求められます。

(方 針)

精神障がいについての理解を深めるため、啓発活動の機会や方法・内容を充実します。またこころの健康へ理解を深め、こころの不調への気づきや早期相談体制を保険健康課や保健福祉事務所とともに連携して行い、問題を早期に発見して適切な支援を受けられるように努めます。

精神障がい者のアウトリーチ(訪問支援)や精神科救急医療体制の構築などへの取り組みを 進め、県精神保健福祉センターや保健福祉事務所、相談支援事業所等と連携し、精神障がい者の 地域移行や訪問支援を推進します。また、地域で、精神疾患が疑われる方や引きこもり状態の方 等、町民から得る情報の重要性について、民生委員等への理解に努めます。

3.保健・医療・福祉の連携強化

(現状と課題)

これまでも、保健、医療、福祉の連携により障がいのある方にサービスを提供してきました。 しかし障害者のライフステージに応じた総合的なサービスを提供や、障がいの多様化に伴い関 係機関との調整も今まで以上に求められることから保健福祉事務所や県総合療育相談センター、 児童相談所、病院等医療機関、福祉サービス事業者等とのネットワーク化が求められます。

(方 針)

障がいのある方が、地域で安心して生活できるように、町の保健担当との連携を図るととも

に、総合的なサービスの提供、及び個別の状況に対応したサービスの提供ができるように保健、 医療、 福祉などの関連機関との連携に努めます。

4. 医療費の助成

(現状と課題)

身体障がい者及び知的障がい者のうち、重度障がい者を対象とした重度障害者医療費助成制度の実施などにより医療費負担に努めてきました。アンケート結果からは、障がいの発生により長期的な医療受診が必要であり、医療費負担の軽減を図るために、医療費の助成継続が望まれています。

(方 針)

障がい程度の軽減及び障がいの重度化・重複化の予防のため、重度障害者医療費助成制度継続に加えて、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とすることを検討します。また、多様なニーズがある中で、受益者負担と医療費負担軽減とのバランスを考慮し、重度障がい者に対する医療費助成制度の継続に努めます。

関連する主な施策・事業

施策・事業名	事業内容	担当部署 関係機関
保健サービスの充実	病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢 者まで受診しやすい健康診査の実施や健康相談、 健康教室等の体制の充実に努めます。	·保険健康課
乳幼児健康相談の実施	0歳~就学前までの乳幼児を対象に、年 12 回、 乳幼児の心身の健康について、相談を受け育児不 安に対処するとともに、適切な助言・指導を実施し ており、今後も相談の充実に努めます。	·保険健康課
青壮年期の健康づくり 事業 (あじさい健診)	若い世代の健康づくりを推進していくために、18歳~39歳の方を対象に「あじさい健診」を実施しています。本人及び家族全体の生活を振り返り、運動や食生活、歯科保健等も含め、正しい生活習慣を身に付け生活習慣病の予防を実施します。また、この健診は親の健康を通して、予どもの健康づくりという視点でも行われ、健診の充実に努めます。	·保険健康課

施策・事業名	事業内容	担当部署 関係機関
こころといのちのサポート 事業	メンタルヘルスの問題や自分や家族、周囲の人メンタルヘルスの不調に気づき、ストレス対処法などを学ぶための普及啓発に努めます。またアルコール依存やうつ病などの対応の普及啓発にも努めます。	·福祉課 ·保険健康課
精神保健福祉セミナー	地域住民、家族、当事者、支援者が精神疾患、 精神障害者について理解を深めるためセミナーを 開催します。精神障害者の社会復帰、地域生活の 支援、協力の促進に努めます。	·県保健福祉事務所 ·福祉課
自立支援医療費の周知	国の制度である医療給付制度についての利用 の支援と制度の周知に努めます。	·福祉課
重度障害者医療費助成 制度の実施	身体障がい者及び知的障がい者のうち、重度の 障がい者を対象として医療費の助成を行います。	·福祉課
町重度障害者等年金給付 事業	町内に1年以上居住している在宅の重度障がい 者等に支給します(65 歳以上で新たに障害者手帳 を取得した方・所得要件に該当する方を除く)。	·福祉課
神奈川県 在宅重度障害者等手当	県内に継続して 6 ヶ月以上居住している在宅の 重度重複障がい者 ² 等に対し手当を支給します(65 歳以上で新たに障害者手帳を取得した方を除く)。	·福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	日常生活において、常時特別な介護を必要とする 状態の在宅重度障がい児者等に対し、手当を支給 します。	·福祉課 ·県保健福祉事務所
神奈川県 障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの 生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護 者に万一のことがあったとき、障がいのある方に終 身一定額の年金を支給します。	·福祉課
県西地域 歯科二次診療所運営支援	障がいのある方の健康の保持と増進を図るため、 小田原歯科二次診療所において、歯科二次診療 事業を実施します。	·福祉課
障害者歯科検診事業	足柄歯科医師会により、障がいのある方の歯科検 診を実施します。	·福祉課 ·保険健康課
福祉対象者カルテ の整備・活用	在宅での援助を必要とする高齢者や障がいのある方等の個別状況を把握し、適切なサービス提供へつなげるとともに、関係機関・団体との情報の一元化を図るために整備します。	·町社会福祉協議会

_

施策・事業名	事業内容	担当部署 関係機関
高齢者インフルエンザ 予防接種事業	予防接種法に基づき、定期の予防接種として 65歳以上の者を対象に実施。 60歳以上65歳未満の者で心臓・じん臓若しく は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する方(身体障害者手帳1級に該当する者)を対象に実施します。 自己負担金は免除されます。	·保険健康課

基本施策1 2 : 安全で住みやすいまちづくりの推進

障がいのある方が自立し、社会で活動するには、公共施設などが不自由なく安全に使用できるよう整備することが重要です。また、自宅と目的地をつなぐ歩道の整備や公共交通機関の整備も不可欠です。

現状では、バリアフリー化が進んでいない部分もありますが、外出については介助が必要な傾向が高く、バリアフリーに対する町民のニーズは高い状況です。今後、建替えなどの機会をとらえ積極的に施設整備に取り組み、すべての町民にとって安全で住みやすい、やさしいまちづくりを推進します。

具体的施策

1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(現状と課題)

町にある施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインを取り入れていくことは、障がいのある方の外出を促すきっかけの一つになると考えられます。これまで公共施設を中心にバリアフリーの整備を行ってきましたが、アンケート結果では、「公共施設でも使いにくいトイレがある」「学校のバリアフリーを推進してほしい」などの声があげられています。

(方 針)

障害者はもとより、誰もが快適な生活を送れるよう、すべてに優しいまちづくりを進めます。 障害特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境施設の整備・改善に努め、生活圏 の拡大に努めます。また「高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律」「神奈川 県みんなのバリアフリー街づくり条例」などに基づき、関係機関と連携して、バリアフリー・ ユニバーサルデザイン化の整備を推進します。

2.安全な歩道の確保

(現状と課題)

障がいのある方が身近な地域で活動するために、歩道の整備をすることが重要です。現在、 優先順位を検討したうえで整備を進めています。また、町内では自転車などの交通事故が増加 傾向にあることが課題となっています。

(方 針)

引き続き、幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、階段のスロープ化等の整備を進めます。また、ハード面の整備については、優先順位をつけて整備する必要があると考えらえれ、一度に整備ができないため、交通マナーに関する意識の醸成などソフト面における対応を実施することで安全な歩道を確保します。

3.移動手段の確保

(現状と課題)

町社会福祉協議会が実施する福祉有償運送3の移送サービスは、通院などに活用されていますが、アンケート結果では、約40%がサービスを知らないと回答しており、更に周知をすることが必要です。また、介助者が障がいのある方と外出する際の移動手段として、自家用車の割合が高く、優先駐車場の整備等が課題となります。

(方 針)

引き続き移送サービス事業を実施し、障がいのある方に対して利便性の高い移動手段を確保すると共にサービスの周知を徹底し、外出の促進につなげます。また、駐車場ニーズを把握したうえで、必要箇所への優先駐車場の設置に努めます。

 $^{^3}$ 福祉有償運送とは、歩行困難な高齢者や障害のある方に対し、日常生活上の移動手段による利便提供として、移送サービスを実施しています。

関連する主な施策・事業

施策・事業名	事業内容	担当部署 関係機関
公共施設整備事業	神奈川県福祉の街づくり条例に基づく「福祉のまちづくり整備ガイドブック」により、建築物、道路、公園などの公共施設の整備に努めます。	・街づくり推進課及び 各関係課
移送サービス事業	社会福祉協議会独自の福祉有償運送制度であり、歩行困難な高齢者や障がいのある方に対し、通院や入退所等、日常生活上の移動手段を提供します。	·町社会福祉協議会

基本施策1 3 : 療育・教育の充実

障がい児の健全な発達を支援するためには、適切な医療、在宅サービスの充実、就学支援を 含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進することが必要です。

現在、教育委員会との連携や、保健師、臨床心理士との連携による相談体制の充実などに努めていますが、療育を必要としている児童の発達に応じたきめ細やかな療育を実現することが 課題となっています。また、療育から学校教育への切れ目ない引継も必要になっています。

個々のニーズに対応するためには、発達障がい等に関するスタッフ研修等を強化し、質の高い人材を育成することが必要です。

具体的施策

1.療育体制の強化

(現状と課題)

適切な療育を行うには、医療、福祉などとの連携が必要です。また、医師、臨床心理士、保健師、看護師などの専門職種が子どもの成長発達を観察することなどにより、保護者が相談できる環境を整備し、発達障がい等の早期発見に努めています。

(方 針)

保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携し、相談体制や機能訓練などの充実を図り、障が い児や保護者を支援する体制の強化に努めるとともに、保育園や幼稚園、学校などへの施設支 援に努めます。また、現在足柄上郡 5 町で実施している在宅心身障害児等地域訓練会について は、児童福祉法の改正に伴い、今後の事業展開について検討を行ってまいります。また母子保 健事業との連携について引き続き検討を行ってまいります。

2.特別支援教育の充実

(現状と課題)

職員同士の情報交換、研修の実施、生活支援者の配備等により特別支援教育の充実を図ってきました。また、支援が必要な子どもに対しては、ケース会議を開催し、課題を共有して対応する体制をつくっています。

(方 針)

就学相談を充実し、発達や障がいに応じた適切な教育を受けられるように支援を行います。 また、学習障がい、注意欠陥障がい、高機能自閉症等の発達障がいを含む障がいや、特別支援 教育の理解を深めるため、教職員への研修を充実させ、人的配置などの条件整備を引き続き実 施します。

3 . 生活・学習環境の整備

(現状と課題)

これまでに学校のバリアフリー化を推進してきましたが、アンケート結果では、整備されていない箇所についてのバリアフリー化を望む声があげられています。また、学習環境の整備については、ハードの整備のみではなくソフトによる環境整備も重要です。

(方 針)

障がいのある児童生徒にとって、使いやすく、かつ安全性を確保した教育施設の必要に応じた整備や改善に努めます。また、人的支援の確保などにより生活・学習環境の充実を図ります。

関連する主な施策・事業

施策・事業名	事業内容	担当部署 関係機関
乳幼児保健事業の推進	乳幼児健康診査、その他各種健診等により、障がいの早期発見に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実に努めます。	·保険健康課
療育体制の整備	障がい児に対する療育体制を整備するために、 今後も保健・医療・福祉・教育等の連携の強化に努 めます。	·福祉課 ·保険健康課
在宅心身障害児等の 地域訓練会事業	在宅心身障がい児等に対する療育指導体制の充実を図るため、児童や保護者に対して基本的生活訓練等の指導や助言を行うため、上郡5町で「ひまわり訓練会」を実施しています。	·福祉課 ·保険健康課
障がい児が学びやすい 環境の整備	各学校における障がい児教育の充実、障がい 児が学びやすい環境づくりに努めます。	・教育総務課
特別支援教育の充実	特別支援学級には、生活支援者を配置し、個別対応や個に応じた指導を行っています。また、「ことばの教室」の通級指導では、担当教諭のもと指導の成果をあげています。通常学級における、軽度発達障がいの子どもたちの支援においても、教育相談コーディネーターを中心とした、ケース会議の開催、教職員の研修などをとおして、学校全体の共通理解のもと、取組んでいます。	・教育総務課
福祉教育の推進	障がいに対する偏見を取り除くため、心の教育と福祉思想の普及に努めます。特に、青少年層のやさしさや思いやりを育むため、今後も幼稚園・学校における福祉活動の充実に努めます。	・教育総務課
障がい児教育の充実	障がいのある幼児・児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けられるように、教育環境の充実、個別支援計画の推進に努めます。	・教育総務課
障がい児保育事業の検討	保育園の集団生活に馴染む、心身の発達に不 安のある満 3 歳以上の児童を保育する、障がい 児保育を検討します。	・福祉課

基本施策1 4 : 就労に向けた支援の充実

障がいのある方に対して一般就労への移行を促進し、就労機会の提供をめざして取り組みを 進めていますが、社会経済環境の影響等により、厳しい状況にあり、障がい者雇用率は低下し ています。

今後も引き続き、ハローワークなどと連携を図り、周囲や事業主の理解を深め雇用の促進を図ると共に、本人の適正に応じて働く場を選択できるよう、職域の拡大、就業訓練機会の確保、職場への定着を図るためのフォロー等に努めます。

具体的施策

1. 障がい者雇用に対する理解の促進

(現状と課題)

アンケート結果では、障がいのある方が仕事に就くうえで必要なものについては、「事業主の理解」「他の従業員や顧客等の理解」と回答した割合が高い状況となっており、雇用に関しては ハード面の整備よりも、こころのバリアフリーが求められています。

(方 針)

障がいのある方の雇用促進のため、各種制度の周知や広報に努め、制度の活用を促進します。 また、企業・事業主に対して障がい者雇用の理解を深めるために、職場における心のバリアフ リーの必要性等について、啓発活動を行い、障がい者の雇用促進に努めます。

2. 多様な就労先の確保

(現状と課題)

現状では、不況の影響もあり、法定雇用率が達成できていない状況です。また、それぞれの ニーズや適性に対応した就労先を整備することが重要です。

(方 針)

町役場をはじめ、町内の公共機関や、公的事業を委託している事業者において、障がい者支援施設等に依頼することが適当と判断できる仕事について発注を進め、障がいのある方の働く場の拡大に努めます。また、ハローワークなどの関連機関と連携をとり、一般就労(雇用就労)を希望する障がいのある方の<mark>就職促進</mark>に努め、雇用の促進を図り、法定雇用率の改善を目指します。

3. 就労体験の場の提供

(現状と課題)

障がいのある方の雇用について、就労の体験実習は、一般就労促進のための重要なステップと考えられます。円滑に就職ができるようにするためにも、就労体験の場を整備することが重要です。

(方 針)

町役場での実習や企業内実習の拡充などを検討し、働く体験の機会と実践的な就労体験 の場を増やし、障がい者が自信を持って就職できるよう充実に努めます。

推進する主な施策・事業

施策・事業名	事業内容	担当部署 関係機関
障がい者就業・生活支援 センター事業の運営支援	障がいのある方の職業生活における自立支援を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の関係機関、ハローワークと連携を図ったネットワークを形成し、障がいのある方の就業面及び生活面で一体的な支援を行います。	·福祉課
障がい者雇用に関する 各種援助事業の周知	ハローワーク等で実施している障がい者雇用に 関する各種の援助事業について周知します。	·福祉課
雇用主に対する理解促進	障がい者団体や商工関係団体等と連携し、町内の企業、商店、事業所等に対し、障がいのある方の 雇用に関する理解を促進します。	·産業振興課 ·福祉課